

入院時食事療養費のご案内

当病院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

標準負担額（1食につき）			令和8年6月1日より
70歳未満の方	一般世帯	(※1)	550円
	住民税非課税世帯 (区分才)	90日以内の入院	270円
		91日以上入院 (※2)	220円
70歳以上の方	一般世帯	(※1)	550円
	住民税非課税世帯 (低所得Ⅱ)	90日以内の入院	270円
		91日以上入院 (※2)	220円
	住民税非課税世帯であってかつその世帯の所得が基準額以下の世帯 (低所得Ⅰ)		130円

(※1) 小児慢性特定疾病の患者さん・指定難病の患者さん **330円**

(※2) 申請が必要な場合がございます。詳しくは加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。